

新潟県病院局訓令第3号

局本庁
施設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1 （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)（略） (2) 臨時的任用職員の <u>任免</u> 及び給与の決定をすること並びに <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (3)～(7)（略）	別表第1 （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)（略） (2) 臨時的任用職員の <u>任命</u> 及び給与の決定をすること並びに <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (3)～(7)（略）